憲法　令７－２０　肢イ

第１．肢の結論

誤っている

第２．９８条２項の「条約」と７３条３号の「条約」の関係性

１．問題の所在

９８条２項は，「日本国が締結した条約・・・は，これを誠実に遵守することを必要とする」と定めている。一方で，７３条３号は，「条約を締結すること。但し，事前に，時宜によっては事後に国会の承認を経ることを必要とする」と定める。

９８条２項の「条約」は，すべて国会の承認を経て成立したものであるか。９８条２項と，７３条３号の条約の関係性が問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

９８条２項の条約には，７３条３号の国会で承認された条約と，それ以外の細目，いわゆる「外交関係で処理」（７３条２号）された文書も含まれる。したがって，全て国会の承認を経て成立したものではない。よって，肢は誤り。

（２）理由

確かに，「条約」においては，７３条３号で，国会の承認を必要とする。そのため，９８条２項「条約」も本条文の規定を受けて，すべて国会の承認を経たものと考えるべきともできる。

しかし，不当である。

まず，大前提として，外交文書すべてに国会の承認が必要とはされてない。なぜなら，外交文書すべてに国会の承認がいるとすると手続が重くなってしまうからである。７３条３号は，条約が締結されると，国内的効力により国民に制約が生じるので民主的コントロールを及ぼす趣旨である。そして，条約に伴う細目に関しては，新たな権利義務の設定はないので，いわゆる外交関係を処理する形（７３条２号）で国会の承認なしに処理される。その結果，仮に，９８条２項の「条約」を７３条３号の「条約」と解すると，細目は，遵守しなくてもよいということになってしまう。

９８条２項の目的は，国際協調主義にある（前文３段）。したがって，細目であっても国際協調する上で，重要である以上，遵守しないことは，認められないと考えるからである。よって，結論に示した通り，９８条２項の条約は，国際協調の目的を達成するため，７３条３号「条約」のみならず，７３条２号の外交関係で処理された文書も含むと解するのが相当である。

以上